令和7・8年度

郡山市競争入札参加資格審査申請の手引き



郡山市

≪ 目 次 ≫

は	じぬ)に····································
1	競	き 令うままでは うっぱい 一句 「一句 の の の の の の の の の
2	前	i回からの変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	競	き争入札参加資格審査事務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4	競	竞争入札参加資格審査申請ができない者······3
5	Ħ	ョ請書類作成の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6	Ħ	ョ請書類等の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
((1)	オンライン申請による申請方法・・・・・・・・・・・5
((2)	紙媒体による申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	7	- の他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
8	줊	&録区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	各	S登録区分における申請書類の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
((1)	共通書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
((2)	建設工事に係る個別書類・・・・・・・・・・・・・・・12
((3)	測量等又は製造・販売に係る個別書類・・・・・・・・・17
((4)	物品調達に係る個別書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
((5)	業務委託に係る個別書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
10	Ħ	ョ請書類の補正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
11	₽	ョ請内容の変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

はじめに

郡山市(以下「本市」と言います。)及び郡山市上下水道局(以下「上下水道局」と言います。)が発注する建設工事、測量等又は製造・販売、物品調達、業務委託に係る競争入札に参加しようとする方は、本市に対し「競争入札参加資格審査申請」を行い、資格の認定を受け、「有資格業者」となる必要があります。

今回、令和7・8年度の競争入札参加資格に係る審査申請(2年に1回の定期申請)を受け付けますので、申請にあたっては、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(令和6年9月6日制定)、有資格業者名簿の登録の手法について(郡山市告示第275号(令和6年9月6日告示))及び本手引きの内容等を十分に確認し、書類を作成してください。なお、この申請は上下水道局への申請も兼ねています。

1 競争入札参加資格審査申請の受付期間、審査基準日及び資格の有効期間

受付期間	令和6年10月1日(火)から令和6年11月29日(金)まで
審査基準日	令和6年7月1日
有効期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで 【2年間】

2 前回からの変更点

(1) 有資格業者名簿への事前の登録

令和7・8年度より、本市及び上下水道局が発注する全ての競争入札(一般競争入札・指名競争入札)及び見積合せに参加する場合は、原則、「有資格業者名簿」への事前の登録が必要となります。

このことに伴い、現在名簿登録がない業種の事業者の方も競争入札参加資格審査申請 が必要となります。

(2) 登録区分の見直し

これまでの登録区分(建設工事、測量等又は製造・販売、物品調達、建築物等維持管理業務委託)の登録業種に、リース・レンタル業及びその他の業務委託に係る登録業種を加え、 登録区分の統合及び再編成をしました。

詳細は以下のとおりです。

ア 建設工事:変更なし

イ 測量等又は製造・販売:変更なし

ウ 物品調達:リース・レンタル業を追加

(10種目23品目)

工 業務委託:区分名変更

業種再編(36業種→25業種) その他委託を追加(9業種)



(3) 申請書類の提出方法

原則、オンライン申請で提出してください。

インターネットを利用して郡山市オンライン申請サービスのサイトにアクセスし、ウェブ上の申請フォームに必要事項を直接入力の上、申請に必要な添付書類をPDF形式で添付して提出してください。

※「本社が郡山市内」にある方でオンライン申請が困難な場合は、紙媒体での提出も可能ですが、手続きの迅速化・効率化を図るため、オンライン申請にご協力ください。

(4) 電子入札の拡大

令和7年度より、市が発注する競争入札(一般競争入札・指名競争入札)について、原則、 電子入札での実施を予定しています。

今後、電子入札に対応できるよう、ICカードを取得していない事業者の方は、認定後、 準備をお願いします。

※電子入札ご利用までの流れについては、市ウェブサイトをご確認ください。



(5) 主観的事項の変更 (建設工事の区分に申請し、市内に本店を有する方のみ対象)

工品の子グの文文(た欧工学の上方に下胡り	
新	田
新技術情報提供システム(NETIS)登	新技術情報提供システム(NETIS)登
録の有無又は <u>登録工法・技術を活用した工</u>	録及び <u>建設技術に係る特許取得</u> の有無
事の施工実績	
B I M / C I Mモデル又は <u>I C T を活用し</u>	BIM/CIMモデルを活用した工事の施
た工事の施工実績の有無	工実績の有無
ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加の	福島議定書事業の認定等状況の有無
有無	
<u>なし</u>	郡山市建設工事等暴力団対策措置要綱(平
	成元年6月6日制定)に定める指名競争入
	札における指名回避の有無

アンケートのお願い

~「建設工事」の区分に登録される方へ~

本市では、建設工事の区分に登録する場合、中小企業者の受注機会確保のため<u>最大</u> 「**7業種**」としています。

この件について、以下のとおりアンケートを行いますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 対象者 :「建設工事」の区分に登録される方のうち<mark>市内に本店を有する方</mark>

(2) 回答方法 : 郡山市オンライン申請サービスで回答

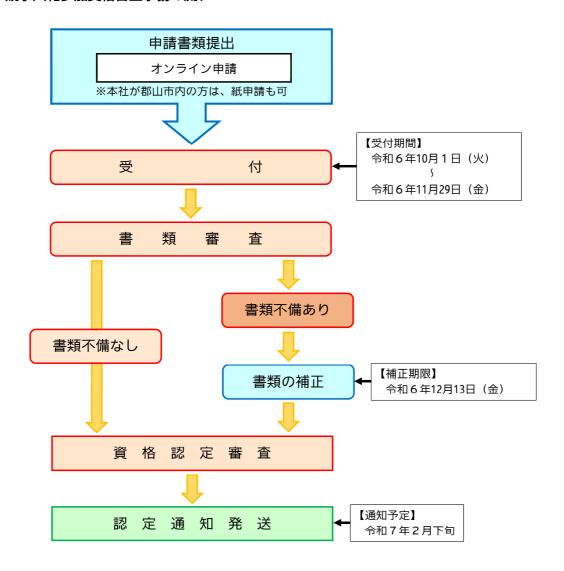
https://lgpos.task-

asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/37008572-b911-42af-a291-0c98eaf6bf4f/start

(3) アンケートの内容 :登録業種の上限について(回答時間:2分程度)

(4) 回答期限 : 令和6年11月29日(金)まで

3 競争入札参加資格審査事務の流れ



4 競争入札参加資格審査申請ができない者

郡山市告示第 275 号 (令和6年9月6日告示) 第2に該当する場合、競争入札参加資格申請ができません。

【郡山市告示第275号(令和6年9月6日告示)】

第2 競争入札に参加することができない者

次の各項のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項 (施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)各号のいずれかに該当する者
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に建設工事、測量等及び業務委託を粗雑にした者、製造・販売及び物品調達の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な履行をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職

務の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 4 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- 5 競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に関する申請書及び 添付書類(以下「申請書等」という。)に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年 を経過していない者
- 6 役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する 暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
- 7 建設工事の請負契約にあっては、審査基準日(必要な資格の審査の基準となる日をいう。 以下同じ。)の直前の営業年度の終了日の直前1年(以下「審査対象年」という。)に係る経 営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による総合評定値通知書において工事種 別年間平均完成工事高のない者
- 8 建設工事の請負契約にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並び に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行ってい ない者(従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外され る場合を除く。)
- 9 測量等又は製造・販売、物品調達若しくは業務委託にあっては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者
- 10 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者
- 11 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行い再生手続開始が決定した後に再生計画の認可が決定していない者(建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。)並びに会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てを行い更生手続開始が決定した後に更生計画の認可が決定していない者(建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。)

申請書類の変更について(令和5・6年度入札参加資格審査申請(本登録)との変更点) 提出の必要がある申請書類が変更になりました。

申請書類等の作成のあたっては、本手引き、各申請様式及びオンライン申請フォームの記載内容を熟読の上作成してください。

提出不要とした書類

- ・【共通】印鑑証明書(法人の場合)、印鑑登録証明書(個人の場合)の写し
- ·【共通】使用印鑑届
- ・【建設工事】福利厚生に関する調書
- ・【建設工事】建設業法による「専任技術者証明書」の写し
- ・【建設工事】登録希望業種に係る技術者調書
- •【建設工事】技術者経歴書
- ・【測量等又は製造・販売】登録希望業種に係る測量等技術者経歴書

押印不要とした書類

・【共通】委任状 「代理人の使用印鑑」

5 申請書類作成の注意点

(1) 申請書類等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。 オンライン申請する方と紙申請する方とで、提出に必要な申請書類は異なります。 【掲載ページ】

令和7・8年度郡山市競争入札参加資格審査申請(本登録)の受付について https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/118523.html



- (2) 令和7・8年度版以外の様式及び他自治体の様式を使用した場合は、受付できません。
- (3) 申請書類等は、全てA4版で作成してください。
- (4) 申請書類等は、以下の内容を熟読の上作成してください。
 - ① 郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(令和6年9月6日制定)
 - ② 有資格業者名簿の登録の手法について(郡山市告示第 275 号(令和6年9月6日告示))
 - ③ 本手引き
 - ④ 各申請様式の記載内容
 - ⑤ 競争入札参加資格審査申請郡山市オンライン申請サービス操作マニュアル
- (5) 手書きで作成する場合、黒のボールペン又は万年筆を使用し、消せるボールペンは使用しないでください。また、楷書で明瞭に記入してください。
- (6) 手書きで作成する際、ゴム印を使用できる箇所は使用して差し支えありません。
- (7) 審査基準日から申請日までに組織改編等(個人事業主の法人化を含む。)があった方又は 民事再生法、会社更生法手続中の方は、契約検査課(024-924-2564)までお問合せください。

6 申請書類等の提出方法

- (1) オンライン申請による申請方法
 - ・インターネットを利用して郡山市オンライン申請サービスのサイトにアクセスし、 ウェブ上の申請フォームに必要事項を直接入力の上、申請に必要な添付書類をPD F形式で添付して提出してください。

郡山市オンライン申請サービス(令和7・8年度競争入札参加資格審査申請) https://lapos.task-

asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/d0cb5192-637d-4f0e-b4e5-2f3fd279178a/start



・オンライン申請については、市ウェブサイトの「競争入札参加資格審査申請郡山市 オンライン申請サービス操作マニュアル」をご覧ください。

【掲載ページ】

令和7・8年度郡山市競争入札参加資格審査申請(本登録)の受付について https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/118523.html



- ・郡山市オンライン申請サービスを利用する際は、事前の利用者登録が必要です。
- ・提出する書類は全てPDF形式とし、登録区分ごとにひとつのPDFファイルにまとめて添付又はZIP形式の圧縮ファイルで添付してください。

・提出する書類のファイル名は以下のとおりにしてください。

「申請者名(共通)」・・・このデータの提出は必須です。

「申請者名(登録区分)」・・・このデータは、登録を希望する区分に係るもののみ提出

例:株式会社がくと(共通) 株式会社がくと(物品調達) してください。また、<mark>登録区分ごとにPDFデータを作成してください</mark>。(登録区分の詳細はP. 7参照)

※上記「申請者名」には、申請する方の商号又は名称を入力してください。

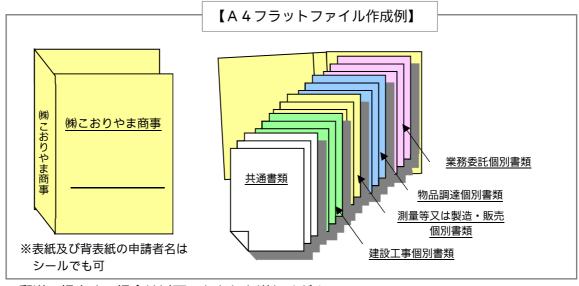
- ・添付できるデータの容量は1ファイルあたり 10MBまでです。1ファイルの容量が 10MBを超える場合は、データを分割するなど、容量を落としてから添付してください。また、添付できるデータの容量の合計は1申請あたり100MBまでです。データの容量の関係で、1回で申請書類を送信しきれない場合は、契約検査課(電話番号:024-924-2564)までご連絡ください。
- ・利用者登録時に入力したメールアドレスに、申請書類を受領した旨の電子メールが送信 されます。(この電子メールは再送信できません。大切に保存してください。)

(2) 紙媒体による申請方法

(※「本社が郡山市内」にある方でオンライン申請が困難な場合のみ可能)

- ・表紙及び背表紙に申請者名を明記したA4フラットファイル(色指定:<mark>黄色</mark>)に、以下 の順に書類を綴ってください。
- ① 共通書類
- ② 建設工事に係る個別書類
- ③ 測量等又は製造・販売に係る個別書類
- ④ 物品調達に係る個別書類
- ⑤ 業務委託に係る個別書類

登録を希望する区分に 係る個別書類のみ添付



・郵送で提出する場合は以下のとおりお送りください。

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市財務部契約検査課 宛て ※封筒には「令和7・8年度入札参加資格審査申請書類在中」と赤字で明記してくだ さい。

- ・申請書類は郵便法で定める「信書」にあたるため、郵送で提出する際は、**信書を送付できる郵便物かつ期限までに到着したことが確認できる方法(書留、レターパック等)を御利用ください**。(信書を送付できない方法(宅配便等)で申請書類が送付されてきた場合、受付できません。)
- ・郵送で提出する場合、申請書類は、**受付期間最終日(令和6年11月29日)必着**としてく ださい。

- ・本市に到着した申請書類の返却には対応できません。
- ・本市到着後3日以内に、郡山市競争入札参加資格審査申請書(第1号様式(その1))に記載のある書類作成者のメールアドレスに、受領した旨の電子メールを送信します。
- ・受領した旨のメールが届かない場合は契約検査課(電話番号:024-924-2564)までご連絡ください。
- ・持参により提出する場合は、以下のとおり受け付けます。

受付期間:令和6年10月1日(火)から令和6年11月29日(金)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

受付時間: 9時~11時30分、13時~16時

受付会場:郡山市役所別棟2階 別棟第4会議室



~事前予約について~

令和7・8年度の申請受付から持参により提出する場合は、事前に予約申請をお願い します。

持参する前日までに以下のオンライン申請フォームに提出する日時等を入力してください。

郡山市オンライン申請サービス

(令和7・8年度競争入札参加資格審査申請(持参の事前予約))

https://lgpos.task-

asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/36a8a5b7-

f1ce-45e7-9930-b49e06e05955/start



7 その他の注意事項

- (1) 市内に本店を有する方は、申請書類の提出媒体を統一してください。 (共通書類はオンライン申請、個別書類は紙媒体の申請はできません。)
- (2)申請書類に虚偽の内容を記載した場合は、入札参加資格を認めることができません。また、有資格業者として認定後に発覚した場合は、直ちに登録を取り消します。
- (3) 審査は「事後審査」とし、受け付けた順に審査します。
- (4) 審査結果は、令和7年2月下旬に、文書により本社宛てに通知します。
- (5) 受け付けた旨の連絡メールの再送信及び審査結果の通知書の再発行はいたしませんので、 削除・紛失・廃棄しないよう御注意ください。

8 登録区分

本市において、競争入札参加資格審査申請による登録ができる区分は、以下の4区分です。

(1) 建設丁重

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び修繕

(2) 測量等又は製造・販売

測量及び工事の設計及び工事に関する調査並びに製造(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 239条第1項に規定する物品の製造を除く。)及び工事に係る建設資材の購入

(3) 物品調達

物品の購入、製造の請負及び修繕若しくは売払い並びに物品の賃貸借(リース・レンタル)

(4) 業務委託

測量等を除く全ての業務委託

9 各登録区分における申請書類の記載要領

(1) 共通書類

① 共通書類提出確認票

- ・申請者において、提出する必要書類がそろっているかを確認し、「申請者確認」欄に「✓ (チェック)」を記入するか、「■」としてください。
- ・登録を希望する区分によって、一部提出する書類が異なりますので御注意ください。

~紙媒体での申請の方~

- ・「提出方法」欄は、「郵送」又は「持参」のいずれか該当するものに○を付けてください。
- ② 郡山市競争入札参加資格審査申請書(第1号様式(その1)及び(その2)) ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該申請書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。

ア 第1号様式(その1)

- ・申請年月日は申請書を提出する年月日を記入してください。
- ・以下の点に注意し、本店の情報を記入してください。

	本店に関する情報を記載する際の注意事項
住所又は	・登記上の所在地を記入
所在地	・番地等を「-(ハイフン)」で省略せず、正確に記入
	(例) ×:1-1-1 5 F
	〇:一丁目1番1号 朝日ビル5階
	・〇丁目の表記は漢数字(一丁目、二丁目など)で記入
商号又は名称	・法人形態は省略せず、正式名称で記入
	(例) ×:㈱、侚
	〇:株式会社、有限会社
フリガナ	・全て <u>大文字カタカナ</u> で記入
	・「カブシキガイシヤ」「ユウゲンガイシヤ」「・」等の記号は省略
	(例)株式会社市役所・デザイン ⇒ シヤクシヨデザイン
代表者職名	・職名は契約書、見積書、請求書で <u>通常使用している役職名を記入</u>
氏名	・姓と名の間にはスペースを1マス挿入
	(例)山田 <mark></mark> 太郎
電話番号及び	・局番と番号は、「- (ハイフン)」で区切る
FAX番号	(例) 000 - 000 - 0000
	※契約担当部門の番号を記入すること
メールアドレス	・本店における契約担当部門のメールアドレスを記入

•「参加希望競争入札区分」に記載のある登録を希望する区分の番号に○を付けてく ださい。 ・以下の点に注意し、書類作成者の情報を記入してください。

書類作成者の情報を記入する際の注意事項								
事業所等 名称	・書類作成者が所属する部署の名称を記入 (例) 営業部、東北支社総務部 ・行政書士が書類を作成した場合は、行政書士事務所名を記入							
書類作成者 氏名	・申請内容を熟知している方の氏名を記入 ・行政書士が書類を作成した場合は、氏名の前に「行政書士」と記入 (例)行政書士 郡山 市郎							
電話番号 メールアドレス	・書類作成者と日中連絡を取れる電話番号及びメールアドレスを記入							

イ 第1号様式(その2)

- •「2 委任先の設定の有無」は、本市との入札、契約事務における各区分ごとの委任 先の設定の有無について、〇を付けてください。
- ・個人の方は委任先を設定できません。
- ・本市との入札及び見積、契約の締結及び履行、並びに代金の請求、受領等の権限を 本店以外の支社、支店、営業所等に委任する場合、「あり」に〇を付けてください。
- ・委任先を設ける場合は、委任状 (第2号様式) も必ず提出してください。
- ・以下の点に注意し、委任先の情報を記入してください。

	委任先に関する情報を記載する際の注意事項							
住所又は	・委任先とする支店や営業所等の所在地を記入							
所在地	・ <u>番地等を「-(ハイフン)」で省略せず、正確に記入</u>							
	(例) ×:1-1-1 5 F							
	〇:一丁目1番1号 朝日ビル5階							
	・〇丁目の表記は漢数字(一丁目、二丁目など)で記入							
支店等名称	・支店や営業所等の名称のみ記入							
	(例)×:株式会社市役所・デザイン 東北支社							
	〇:東北支社							
受任者職名	・委任先における代表者(支店長や営業所長等)の職名と氏名を記入							
氏名	・職名は契約書、見積書、請求書で <u>通常使用している役職名を記入</u>							
	・姓と名の間にはスペースを 1 マス挿入							
	(例)山田 <mark></mark> 太郎							
電話番号	・局番と番号は、「-(ハイフン)」で区切る。							
及びFAX	(例) 000 - 000 - 0000							
番号	※契約担当部門の番号を記入すること。							
メールアドレス	・委任先における契約担当部門のメールアドレスを記入。							

③ 行政書士証票の写し

- ・行政書士が書類を作成した場合は、<mark>行政書士証票又は行政書士会員証の写しを提出してください。</mark>
- ・役員又は従業員以外の第三者で、行政書士以外の方が書類を作成した場合、作成者の 身分を証明する書類の写しを提出してください。

④ 委任状 (第2号様式)

- ・委任先の設定を「あり」にした方は、必ず提出してください。
- ・日付は、オンライン申請の方は申請日、紙申請の方は郡山市競争入札参加資格審査申 請書(第1号様式(その1))の右上の日付と同日にしてください。
- •「1 代理人の役職名等」は、「委任先の設定」で記入した支店等名称、受任者職名及び受任者氏名と一致させてください。
- ・「2 委任する登録区分」は、委任先を指定する登録区分に「✔ (チェック)」を記入してください。登録区分ごとに委任先が異なる場合は、委任状 (第2号様式) を委任 先ごとに作成してください。
- •「2 委任する登録区分」で、建設工事を委任する場合は、委任する建設工事の業種 を記入してください。
 - ※「建設工事」を委任する場合、委任先として設定できるのは、「建設業許可申請書 (様式第一号)」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」に記載のある建設業法の許可営 業所に限ります。また、委任できる業種は、当該委任先の営業許可業種に限ります。
 - ※「測量等又は製造・販売」を委任し、建築設計に登録する場合、委任先として設定できるのは、建築士事務所の登録がある支店や営業所等に限ります。
- ・「4 委任期間」は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとしてください。

⑤ 履歴事項全部証明書(法人の場合)、身分証明書(個人の場合)の写し

・審査基準日(令和6年7月1日)以降に発行された履歴事項全部証明書(法務局発行) 又は身分証明書(市区町村役場発行)のいずれかを提出してください。 ※申請者が法人の場合、現在事項全部証明書では受付できません。

⑥ 財務諸表の写し

- ・建設工事にのみ登録を希望する場合は不要です。
- ・審査基準日(令和6年7月1日)の直前2営業年度分(年2回決算の場合には4期分) の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」を提出してください。
- ・営業年度が2年に満たない場合は、1期分のみ提出してください。
- ・個人の場合は、所得申告の有無に関わらず、青色申告決算書の貸借対照表(資産負債 調)及び損益計算書の様式により提出してください。
- ・民事再生法(会社更生法)に基づく再生(更生)手続が決定している場合は、再生 (更生)手続開始の申立書に記載された財産の状態を反映した財務諸表を提出してく ださい。

⑦ 納稅証明書提出確認表

- ・申請者の所在地や委任先の指定の有無により、必要な納税証明書をそろえ、申請者確認欄に「✔ (チェック)」を記入するか「■」としてください。
- ・納税義務のない税については記入不要です。

⑧ 各種納税証明書の写し

- ・審査基準日(令和6年7月1日)以降に発行されたものを有効とします。
- ・納税義務がない方については、提出不要です。
- ・新たに会社を設立(支店や営業所等の開設を含む)したため、納税証明書を提出できない場合は、届け出た行政機関の受付印が押印されている「法人市(区町村)民税に係る法人設立・設置届」の写しを提出してください。
- ・納税証明書における直近2年分とは、以下のとおりです。
 - ア 法人市(区町村)民税・・・申請時において完結している直前事業年度2年分
 - イ 都市計画税、固定資産税等の年度で課税されるもの・・・令和5・6年度分
- ・都道府県税の納税証明書は必要ありません。

・提出する各納税証明書の詳細については、以下のとおりです。

国税の納税証	国税の納税証明書							
発行元	本社の所在地の所轄税務署							
注意点	・法人の場合は「税務署様式その3の3」を、個人の場合は「税務署様式その3の2」を提出してください。 ・非課税で、課税額が「0」であっても提出してください。 ・本社分の1部のみ提出してください。							

市区町村税の納税証明書							
発行元	 ・本社が郡山市内にある場合 本市(※1) ・本社が市外、県外にある場合 該当する市区町村(※2) (※2)東京23区内の場合は、「東京都民税」の納税証明書を提出してください。 						
注意点	(※1)本市発行の納税証明書を取得する場合には、以下の窓口に、「納税証明書交付申請書」を提出してください。 申請書の様式は、市ウェブサイトからダウンロードしてください。 資産税課 各行政センター(各行政センター所管の連絡所) 郡山市民サービスセンター(ビッグアイ6階)						
	郡山市民サービスセンター(ビッグアイ 6 階) ウェブサイトはこちらか ウェブサイトはこちらか						

[必要納稅証明書早見表]

	営業形態、本社・委任先所在地等	個	人			法	:人		
西 亲/// 您、平位·安压// / / 安压// / / / / / / / / / / / / /					郡山市外に本社あり				
					委	任先あ		委任分	となし
				郡山 市内 本社	委任先 郡山市内	委任先 郡山市外		郡山市内	郡山市内
提出が必要な税目名			市外			郡山市内 営業所等 あり (注2)	郡山市内 営業所等 なし	呂来別守	営業所等なし
国	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 (様式その3の3)			0	0	0	0	0	0
税	「申告所得税及び復興特別所得税」及び 「消費税及び地方消費税」 (様式その3の2)	0	0						
	法人市民税 (令和4・5年度又は令和5・6年度)			0	0	市内営業所		市内営業所	
郡山	個人市民税 (令和5・6年度)	0							
田市の市	固定資産税・都市計画税 (注1) (令和5・6年度)	0		0	0	市内営業所		市内営業所	
税	軽自動車税 (注1) (令和5・6年度)	0		0	0	市内営業所		市内営業所	
	国民健康保険税 (注1) (令和5・6年度)	0							
市郡	法人市民税 (市外本社分) (令和5年度又は令和6年度)				1	1	1	1	1
市区町村税郡山市以外の	法人市民税 (市外委任先分) (令和5年度又は令和6年度)					1	1		
税の	個人市民税 (令和6年度)		1						

※①=直近1年分の納税証明書を提出、❷=直近2年分の納税証明書を提出

- (注1)納税義務のない税目については、提出不要です。
- (注2) 本店及び委任先が郡山市内にない場合でも、営業所等が郡山市内にある場合は郡山 市税の納税証明書の提出も必要です。

9 中小企業団体構成員名簿の写し

- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体に該当する方のみ提出してください。
- ・構成員名簿は申請日時点とし、代表者名、構成員の名称及び役員等の役職並びに所在 地が記載されているものを提出してください。(様式は任意です。)

(2) 建設工事に係る個別書類

① 建設工事個別書類提出確認票

- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録されていた方は、「業者番号」欄に10桁の業者番号を記入してください。不明の場合は空欄としてください。
- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録されたことがない方は、「新規」欄に〇を記入してください。
- ・本店と委任先の両方の登録を希望する場合は、「業者番号」欄の上段、下段の両方を 記入してください。
- ・申請者において、提出する必要書類がそろっているかを確認し、「申請者確認欄」に「✓ (チェック)」を記入するか、「■」としてください。
- ・市内に本社がある方と市外・県外に本社がある方とで、一部提出する書類が異なりま すので御注意ください。

② 建設工事における登録希望業種等申請書(第3号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該申請書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- •「1 主たる営業所の所在地」において、登記上の所在地と建設業許可申請時の主たる 営業所の所在地が違う場合は、「2 登記上の所在地と相違」に〇を付け、下欄に建設 業許可申請時の主たる営業所の所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを 記入してください。
- •「2 登録希望業種情報」の「審査基準日」には、総合評定値通知書に記載のある 審査基準日を転記してください。
- ・「2 登録希望業種情報」の①には、登録を希望する業種を<u>最大7業種まで</u>選択し、 業種コードを記入してください。なお、本店と委任先の両方で登録をする場合、<u>合計</u> で7業種までとなります。
- ※「2 登録希望業種情報」の④ (平均完成工事高) が「0」の業種は登録できません。
- ・委任先を設定する場合は、選択する業種と、委任状(第2号様式)に記載する業種を 合致させてください。
 - ※委任先の登録業種は、「建設業許可申請書(様式第一号)」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」に記載のある当該委任先の営業所許可業種に限ります。
- ・「2 登録希望業種情報」の②から⑦までは、総合評定値通知書から転記してください。
- •「2 登録希望業種情報」の⑥は、基幹技能者と二級技術者数の合算を記入してくだ さい。

【業種コード】

01	土木一式	07	屋根	13	舗装	19	内装仕上	25	建具
02	建築一式	08	電気	14	しゅんせつ	20	機械器具設置	26	水道施設
03	大工	09	管	15	板金	21	熱絶縁	27	消防施設
04	左官	10	タイル・れんが・ ブロック	16	ガラス	22	電気通信	28	清掃施設
05	とび・土工・ コンクリート	11	鋼構造物	17	塗装	23	造園	29	解体
06	石	12	鉄筋	18	防水	24	さく井		

③ 経営事項審査による「総合評定値通知書」の写し

- ・本申請の審査基準日(令和6年7月1日)直前の営業年度に係る国土交通大臣又は 都道府県知事が発行した「総合評定値通知書」の写しを提出してください。
- ・総合評定値通知書の写しを申請時までに提出できない方は、令和6年12月13日(金) までの受付印のある「総合評定値請求書」の写しの余白に、通知書の提出予定日を記載した上で提出してください。
 - ※総合評定値通知書の写しの提出が遅れた場合、有資格業者として登録できないことがあります。
- ・担当所管庁の審査申請予約票の写しでは、上記書類の代用はできません。

④ 「建設業許可証明書」又は「建設業の許可について(通知)」の写し

- ・受付期間最終日(令和6年11月29日)時点で有効なものを提出してください。
- ・更新手続中の場合は、担当所管庁の受付印のある「建設業許可申請書(様式第一号)」 及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」の写しを提出し、更新手続き完了次第、速やかに提 出してください。

⑤ 社会保険料を納付したことを証する書面

・経営事項審査受審後に社会保険に加入した場合は、審査基準日を含む月の社会保険料 を納付したことが分かる書類(領収書等)を提出してください。

<mark>~市内に本店を有する方のみ提出~</mark>

- ⑥ **外注費計算表**(第4号様式)
 - ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該計算表の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
 - •「1 経営事項審査の平均完成工事高」には、登録を希望する業種ごとに、総合評定 値通知書の2年又は3年の平均完成工事高を転記してください。
 - ・「2 外注比率」の「経営事項審査の平均完成工事高の平均年数」は、2年又は3年の 該当する年数を選択してください。
 - ・「2 外注比率」の平均は、千円未満の端数を切り捨ててください。
 - ・「2 外注比率」の外注比率は、小数点以下を切り捨ててください。
 - ※Excelで本様式を作成する場合、「1 経営事項審査の平均完成工事高」は、「建設工事における登録希望業種等申請書(第3号様式)」から自動で転記されるほか、上記「平均」及び「外注比率」欄は自動で算出されます。

⑦ 主観的事項申告調書(第5号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該調書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・市内に本店を有する方は、該当の有無に関わらず必ず提出してください。
- ・各項目に該当する場合は、以下で指定している書類を添付してください。

・各項目における詳細は、以下のとおりです。

項目	詳細
新技術開発・活用 等への評価	【対象】 ①申請日時点において、新技術情報提供システム(NETIS)
寺への計画	①中間口時点にのいて、利技制情報提供システム(NETIS) に登録されている方
	②令和4年7月1日から令和6年6月30日までの間にNETIS
	の登録工法・技術を活用した工事の請負契約をし、竣工した方
	【必要書類】
	上記①
	当該技術の概要に関する資料
	上記② 当該工事の施工概要が分かる竣工後カルテ(コリンズ・テクリズ)
<u></u> 建設キャリアアップ	【対象】
システム (CCUS)	申請日時点において、CCUSを導入している方
の導入実績	【必要書類】
	CCUSの登録が完了した際に送付された受付書の写し
B I M / C I M	
モデル又はICT を活用した工事の	令和4年7月1日から令和6年6月30日までの間に、国又は地方 公共団体とBIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の請
施工実績	会契約をし、竣工した方
75-1-2 City	【必要書類】
	当該契約書及び仕様書又は証明書の写し
 災害協定の締結	【対象】
JULI IIII JULI III III III III III III III III III	申請日時点で本市又は上下水道局と「災害時における応急対策業
	務の支援に関する協定」等を締結している方、又は締結している
	団体等の会員である方
	【必要書類】
	災害協定締結団体への加盟証明書(任意様式) (加盟証明書は令和6年7月1日(審査基準日)以降に発行され
	(加温証明書は17代10年7月1日(番直奉年日)以降に先行された。 たものを有効とする。)
除雪委託契約の締結	【対象】
	令和4・5年度の両年度又はいずれかの年度において、本市と除
	雪委託契約を締結した方(道路の除雪に限る。)
	【必要書類】
消防団員登録状況	該当する年度の「除雪委託契約」の写し 【対象】
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	申請日時点で、郡山市消防団に登録している者を従業員として雇用
	している方(最大11名まで申請可能)
	※会社の代表者及び会社に従事している家族も含む。
	【必要書類】
	・当該従業員の健康保険被保険者証等の雇用が確認できる資料の
	写し ・別紙「郡山市消防団登録者名簿」
アイラブロード事業	
の活動実績	令和 5 年度中にアイラブロード事業の活動に参加した方
	【必要書類】
	本市道路維持課へ提出した、令和5年度「アイラブロード事業活
	動報告書」の写し

項目	詳細
刑務所出所者等協 力雇用主としての 登録	【対象】 申請日時点で、法務省福島保護観察所へ協力雇用主として登録し ている方
	【必要書類】 法務省福島保護観察所が発行する協力雇用主証明書の写し (証明書は令和6年7月1日(審査基準日)以降に発行されたもの を有効とする。)
福島県次世代育成 支援企業制度の認 証状況	【対象】 申請日時点において、「働く女性応援中小企業」及び「仕事と生 活の調和推進企業」の両方又はいずれかの認証を受けている方
	【必要書類】 申請日時点で有効な認定書
障がい者雇用の状況	【対象】 ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に規定する事業主で、常時雇用する労働者に障害者の法定雇用率(2.5%)を乗じて得た数以上の身体障害者又は知的障害者を令和6年6月1日から申請日までの期間以上を継続して雇用している方②障がい者雇用の義務のない事業主で、申請日時点で身体障害者又は知的障害者を雇用している方
	【必要書類】 上記① ・申請日直近に公共職業安定所へ提出した「障害者雇用状況報告書」の写し(令和6年6月1日現在のもので、受付印のあるもの) ・社会保険証又は労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿若しくは雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し上記② ・身体障害者手帳又は療育手帳の写し(使用目的を本人に伝え、承諾を得ること。) ・社会保険証又は労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿若しくは雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し
新卒者採用の評価	【対象】 申請日時点で、新卒者(※)を従業員として継続かつ常時雇用している方 (最大4名まで申請可能) ※学校教育法に規定する高等学校、大学(大学院又は短期大学を含む。)、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)を、令和3年4月1日以降に卒業した者(採用前の職歴がある場合も対象) 【必要書類】 該当新卒者の卒業証書又は卒業証明書の写し及び健康保険被保険者証等の雇用が確認できる資料の写し ※ただし、雇用保険の加入を証する書類では、継続かつ常時雇用していることの証明とならないため、認められません。

項目	詳細
ふくしまゼロカー	【対象】
ボン宣言事業への	①令和5年度末までに、ふくしまゼロカーボン宣言事業へ参加さ
参加状況	れている方
	②令和4年度又は令和5年度において、ふくしまゼロカーボン宣
	言事業への取組による表彰を受けた方
	【必要書類】
	上記①
	ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加が確認できる書類
	上記②
	受賞の際の表彰状の写し
セーフコミュニティ	【対象】
活動推進事業所へ	申請日時点で、セーフコミュニティ活動推進事業所として参加登
の参加	録している方
	【必要書類】
	郡山市セーフコミュニティ活動参加登録決定通知書の写し
ふくしま健康経営	【対象】
優良事業所認定の	申請日時点において、ふくしま健康経営優良事業所の認定を受け
有無	ている方
	【必要書類】
	福島県から発出された認定通知書又は認定状の写し

⑧ 主観的事項に該当することを証する書類

・前述の主観的事項に該当する項目がある方は、各必要書類を添付してください。

~市外・県外に本社がある方のみ提出~

⑨ 「建設業許可申請書 (様式第一号)」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」の写し

- ・「建設業許可申請書(様式第一号)」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」(国又は県へ提出したもの)の写しを提出してください。
- ・本店又は委任先となる営業所に関する情報に変更があり、変更届出書(様式第二十二号の二)を国又は県へ提出している場合には、そちらの写しも併せて提出してください。

(3) 測量等又は製造・販売に係る個別書類

① 測量等又は製造・販売個別書類提出確認票

- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録されていた方は、「業者番号」欄に10桁の 業者番号を記入してください。不明の場合は空欄としてください。
- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録されたことがない方は、「新規」欄に〇を記入してください。
- ・申請者において、提出する必要書類がそろっているかを確認し、「申請者確認欄」に「✓ (チェック)」を記入するか、「■」としてください。

② 測量等又は製造・販売における登録業種等申請書 (第6号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該申請書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・登録を希望する業種の「登録希望」欄に○を付けてください。
- ・前期取扱高と前々期取扱高には、登録を希望する業種に関する、審査基準日(令和6年 7月1日)の直前2営業年度分の取扱高を記入してください。
 - ※2営業年度とも取扱高が「0」の場合、登録できません。
- ・取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。
- 技術者数は、○を付けた希望業種に携わる技術者の延べ人数を記入してください。
- •「44 建築設計」に登録を希望する方は、「建築家賠償責任保険」への加入の有無及 び保険金額」を記入してください。
 - ※Excelで本様式を作成する場合、「平均年間取扱高」は自動で算出されます。

③ **測量等又は製造・販売審査調書**(第7号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該調書の作成は必要あり ません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・測量等に登録を希望する場合は「1 測量等に係る申請者の登録部門」に、製造・販売で登録を希望する場合は「2 製造・販売登録希望業種等」に記入してください。
- •「1 測量等に係る申請者の登録部門」において、「登録」欄は、登録を希望する業種のうち、申請日時点で、申請者が営業上の登録を受けている部門に〇を記入してください。建築設計の「希望」欄は、受注を希望する部門に〇を記入してください。
- •「49 その他の調査」に登録を希望する方は、登録を希望する調査内容を選択し、〇 を付けてください。
- •「2 製造・販売登録希望業種等」では、登録を希望する種目において、申請者が取り扱っている品目の「取扱品目」欄に〇を記入してください。
- ・「65 その他」に登録を希望する方は、取扱品目を具体的に記入してください。

④ 契約実績調書(第8号様式)

- ・登録を希望する業種ごとに作成し、「業種名」欄に業種名を記入してください。
- ・前期及び前々期それぞれの年度に受注し、完了した案件について、<mark>契約金額が大きな順に、上位5件まで記入してください</mark>。(官公庁との案件を優先して記入してください。)
- ・契約金額は消費税及び地方消費税抜きで記入してください。
- ・下請として受注した場合、「発注者名」欄には元請業者名を、「業務名」欄には下請業 務名を記入してください。

⑤ 測量等技術者資格一覧表 (第9号様式)

- ・申請日時点で、資格を持つ技術者の延べ人数を記入してください。1人で複数の資格 を持つ技術者がいる場合には、該当するすべての資格に記入してください。
- ・登録を希望する業種に関わらず、各資格を有する技術者がいる項目すべてに記入して ください。
- ・本店で登録する場合は、「人数」欄の左側にのみ人数を記入してください。
- ・委任先で登録する場合は、「人数」欄の左側に本店と支店等を合算した人数を、()内 には委任先のみの人数を記入してください。

⑥ 各種登録証明書等の写し

- ・受付期間最終日(令和6年11月29日)時点で有効なものを提出してください。
- ・業務上必要な登録をしている業種のみ申請が可能です。
- ・登録を希望する業種に応じて登録証明書等の写しを提出してください。
- ・地上測量、航空測量、建築設計、調査(不動産鑑定)に登録する方は必ず提出してく ださい。
 - ※建築設計に登録する方で、委任先を設定する場合は、委任先とする支店や営業所等の建築士事務所の登録証明書の写しを提出してください。建築士事務所の登録がない支店や営業所等を委任先に設定することはできません。
- ・測量等又は製造・販売審査調書(第12号様式)の「1 測量等に係る申請者の登録部門」で「登録」欄に〇を付けた部門があれば、その登録部門の登録証明書の写しを提出してください。

希望する業種	業務上必要な登録の区分	営業上登録の必要性 (申請する場合の提出書類)	
40 地上測量	測量	有 登録証明書の写し	
41 航空測量	測量	有 登録証明書の写し	
43 土木設計	建設コンサルタント	登録を受けている場合:その写し	
44 建築設計	建築士事務所	有 登録証明書の写し	
45 調査(不動産鑑定)	不動産鑑定	有 登録証明書の写し	
46 調査(地質調査)	地質調査		
47 調査 (補償コンサルタント)	補償コンサルタント	登録を受けている場合:その写し	
49 調査 (その他の調査) ※			

- ※「49 調査(その他の調査)」は、建設工事に係る調査のみが該当となります。 建設工事に係る調査以外については、登録区分「業務委託」に申請してください。 【調査(その他の調査)に含まれない例】
 - ・調査測定(計量証明事業登録が必要な測定)→業務委託「33 計量証明関係」
 - ・調査測定(計量証明事業登録が不要な測定) →業務委託「32 各種調査」
 - ・史跡等の発掘調査 →業務委託「32 各種調査」

(4) 物品調達に係る個別書類

① 物品調達個別書類提出確認票

- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録されていた方は、「業者番号」欄に10桁の 業者番号を記入してください。不明の場合は空欄としてください。
- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録されたことがない方は、「新規」欄に○を記入してください。
- ・申請者において、提出する必要書類がそろっているかを確認し、「申請者確認欄」に「✓ (チェック)」を記入するか、「■」としてください。

~製造(販売)業、販売業、その他に登録する方~

② 物品の購入等における登録希望業種等申請書 (第10号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該申請書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・「1 登録希望営業種目」には、「営業種目分類品目表」(P21~23)を参照し、入札に参加を希望する「業種-種目番号」、「種目名」を、**希望する順に記入してください**。 (最大4位まで)
- ・「1 登録希望営業種目」における種目の中で、取り扱っている品目の「品目番号」 を、「営業種目分類品目表」(P21~23)を参照し、記入してください。
- •「取扱品目」欄には具体的な品名を可能な限り記入してください。
- ・上記「取扱品目」欄に記入しきれない場合は、「別紙」として、任意の様式を作成し、 品名を明記してください。
- ・品目番号が付番されていない品目については、「- (ハイフン)」を記入してください。
- ・「2 取扱メーカー等」の「代理店、特約店等区分」には、「代理店」又は「特約店」 と記入してください。
- •「2 取扱メーカー等」の「契約相手方」には、代理店又は特約店契約を取り交わしている事業所名を記入してください。
- ・代理店又は特約店契約をしている場合は、その契約書又は証明書の写し等を添付してく ださい。
- •「その他取扱メーカー」欄には、代理店又は特約店契約を締結していない取扱メーカー を主なものから可能な限り記入してください。
 - ※代理店又は特約店としての契約書の写し等の添付ができない場合は、この欄に記入してください。
- ・「3 年間取扱高」は、「1 登録希望営業種目」欄で記入した各営業種目に係る、審査 基準日(令和6年7月1日)の直前2営業年度分の取扱高を記入してください。 ※2営業年度とも取扱高が「0」の場合、登録できません。
- ・取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。
- •「4 登録希望営業種目に関する許認可等」には、登録を希望する営業種目について、 法令の規定に基づく許可、認可、登録等を必要とする場合に、その内容を記入してく ださい。

③ 印刷物取扱等調査票(第12号様式)

- ・「11-13 印刷製本類」に登録を希望する方のみ提出してください。
- ・申請者が取り扱っている印刷物や印刷作業に関する内容を記入してください。

~リース・レンタル業に登録する方~

- ④ リース・レンタルにおける登録希望業種等申請書(第11号様式)
 - ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該申請書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
 - ・「1 登録希望営業種目」には、登録を希望する「種目名-品目名」の「登録希望」欄へ〇を記入してください。
 - ・「10 その他」に登録を希望する方は、取扱品目名を具体的に記入してください。
 - ・前期取扱高と前々期取扱高には、登録を希望する種目・品目に係る、審査基準日(令和 6年7月1日)の直前2営業年度分の取扱高を記入してください。
 - ※2営業年度とも取扱高が「0」の場合、登録できません。
 - ・取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。
 - ・「2 取扱メーカー」には、登録を希望する種目・品目に係る取扱メーカーを記入してください。
 - •「3 登録希望営業種目に関する許認可等」には、登録を希望する営業種目について、 法令の規定に基づく許可、認可、登録等を必要とする場合に、その内容を記入してく ださい。

∼製造(販売)業、販売業、その他、又はリース・レンタル業に登録する方どちらも提出~

- ⑤ 契約実績調書 (第8号様式)
 - ・登録を希望する業種ごとに作成し、「業種名」欄に種目名を記入してください。
 - ・前期及び前々期それぞれの年度に受注し、完了した案件について、契約金額が大きな順に、上位5件まで記入してください。(製造(販売)・販売・その他については、官公庁との案件のみを記入してください。リース・レンタルについては、官公庁との案件を優先して記入してください。)
 - 契約金額は消費税及び地方消費税抜きで記入してください。
 - ・下請として受注した場合、「発注者名」欄には元請業者名を、「業務名」欄には下請業 務名を記入してください。

⑥ 許可等の証明書等の写し

物品の製造・販売等における登録希望業種等申請書(第10号様式)の「4 登録希望営業種目に関する許認可等」に記入した許認可等、及びリース・レンタルにおける登録希望業種等申請書(第11号様式)の「3 登録希望営業種目に関する許認可等」に記入した許認可等に係る登録証明書等の写しを提出してください。

[営業種目分類品目表]

分類	種目 番号	種目名	品目番号	品目
11	11	機械器具類	_	製造機械器具類
''	12	家具木工器具類	_	注文家具・木工品類
【製造(販売)業】	13	印刷製本類	1 2 3	多色刷印刷、帳票類印刷、タイプ印刷、単色チラシ印刷、新聞類印刷、フォーム印刷、一般端物印刷、特殊印刷、地図印刷、その他の印刷、製本等ステッカー 青写真、青焼
-				
	1/		1	看板、各種標識類 微章類
	14	看板・標識、徽章類 	2 3	
			1	<i> </i>
	15	衣料・縫製品類	 	
	16	 その他(製造業)	_	上記以外のもの
21			1	 事務用消耗品(文房具)、オフィス家具
"			2	
販	21	文房具・事務用機器類	3	ソフトウェア(既製品)
販売業			4	
* 1			5	トナーカートリッジ類
	22	用紙類	_	コピー、印刷用紙、和洋紙類
	23	印章類	_	印章、ゴム印等
			1	学校用教材
	24	教育用機器・教材類	2	保育用品
			3	書架
			1	音楽CD、DVD
	25	 楽器・運動具類	2	楽器
	23	未的 * 建到兵規 	3	運動具類
			4	レジャー用品
			1	医療用機器
			2	高度医療用機器
	26	医療機器•医薬品類	3	医療用薬品
	20	及び医薬部外品	4	医薬部外品
			5	車いす、介護用品
			6	動物薬剤、麻薬、毒物、劇薬等
		光学・理化学機器類	1	写真機、フィルム
	27		2	光学機器、理化学機器
			3	計量機器、測量機器類、ドローン
			1	産業用電気機器
	28	電気・通信機械類	2	家庭用電気機器、照明器具
			3	通信機器類
			4	放送設備
			5	視聴覚機器類
			1	工作機械、産業用機械、建設用機械類製造機械器具類、塗料
	29	工作・建設産業機械類	2	農園芸用機器、畜産用機器
			3	ポンプ、発電機、除雪機

	呑口			
分類	種目 番号	種目名	品目 番号	品目
21			1	自動車、バイク及び部品類
	30	 車両・船舶類	2	消防自動車
駆	30	半門・加加規	3	自転車
【 販 売 業			4	船舶類
1			1	消防器具
	31	 消防安全資材器具類	2	消火器
))	/月例女主具竹品共規 	3	交通安全器具
			4	救助用品、防災用機器類
	32	厨房・暖冷房衛生器具類	1	食器洗浄機、調理器、調理台、ガス器具、業務用冷蔵庫、その他 厨房器具
	J.	M 工品	2	ストーブ、ヒーター、暖冷房衛生器具類
			3	リサイクル・水処理装置等
	33	家具・木工具類	_	室内装飾品、じゅうたん、その他家具・木工品等
	34	衣料・寝具類	1	ジャンパー、Tシャツ、帽子類、制服、作業服
	34	13件 * 使呆块 	2	布団、枕、毛布等寝具類
			1	履物
	35	皮革・ゴム製品類	2	かばん、袋物
			3	その他の皮革製品、ゴム製品類
	26	· 产类,各件资材料	1	肥料、飼料、雑穀、農薬剤、衛生材料、園芸資材、種苗、苗木類
	36	産業・衛生資材類 	2	工業薬品
	37	油脂燃料類	_	石油、石炭、薪、木炭、気体燃料、その他燃料類
			1	時計、貴金属
			2	金物、工具
	38	 雑貨・雑類	3	ギフト用品
		120	4	台所用品、清掃用品、荒物、什器(セトモノを含む)、雑貨、その 他日用品
	39	食料品・お茶類	_	食品、米穀、塩、酒類、魚貝類、食肉類、乳類、氷、お茶、その 他の食料品
		その他(販売業)	1	図書、火薬、既成のパンフレット、その他
	40		2	土嚢、土嚢袋
				木杭、角材等
41			1	オフィス家具
	41	事務用機器類	2	パソコン等コンピューター機器及び周辺機器
֖֖֖֖֖֓֞֝֝֝֝֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֟֝֟ <u>֚</u>			3	複写機、印刷機
トレース・レー			1	電話、スマートフォン
	42	通信機器類	2	タブレット
レン			3	無線機、トランシーバー
・レンタル業	4.3	シ,フニル*5	1	システム (既製品) ※システム開発は「業務委託」の区分
業	43	┃システム類 ┃	2	ソフトウエア(既製品)
	.,			医療機器
	44	医療機器類	2	車いす、介護用品
	·	I		1

分類	種目番号	種 目 名	品目 番号	品目
41			1	光学機器
l _	45	 光学・理化学機器類	2	理化学機器
Ţ	73		3	計量機器
			4	測定機器
ΐ	46	建設機械類	1	建設機械・重機
」と	40	X主记(成代)	2	除雪機
ンタル業		建設関係資材類	1	プレハブ
美	47		2	土のう、土のう袋
			3	仮設トイレ
	48	照明機器類	_	LED照明
	49	車両類	1	自動車
	47	半門規	2	自転車
	50	その他 (リース・レンタル業)	_	上記以外のもの
31				
		資源回収		
その他	52		_	古紙、鉄くず類

(5) 業務委託に係る個別書類

① 業務委託個別書類提出確認票

- ・平成31年度以降に、建築物等維持管理業務委託の有資格業者として登録されていた方は、「業者番号」欄に10桁の業者番号を記入してください。不明の場合は空欄としてください。
- ・平成31年度以降に、有資格業者として登録していない方は、「新規」欄に〇を記入し、 業者番号の欄は空欄のまま提出してください。
- ・申請者において、提出する必要書類がそろっているかを確認し、「申請者確認欄」に「**✓** (チェック)」を記入するか、「■」としてください。

② 業務委託における登録希望業種等申請書(第13号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該申請書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・登録を希望する業種の「登録希望」欄に〇を付けてください。 なお、各業種に係る主な業務内容は「業務委託業務内容表」(P26、27)のとおりです。
- ・A (前期取扱高) と B (前々期取扱高)には、登録を希望する業種に関する審査基準日 (令和6年7月1日)の直前2営業年度分の取扱高(税抜き)を記入してください。 ※A、B両方の取扱高が「O」の場合、登録できません。
 - ※Excelで本様式を作成する場合、「平均年間取扱高」欄は、自動で算出されます。

③ 登録希望業種に係る受注可能業務調書(第14号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該調書の作成は必要ありません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・業務委託における登録希望業種等申請書(第13号様式)にて、「25 設備等保守点 検・管理」、「27 電算関係」、「28 貨物運送」、「29 旅客運送」、「30 企画 制作等」、「31 行政計画策定」、「32 各種調査」、「33 計量証明関係」業種に 登録を希望する方のみ提出してください。
- ・登録を希望する業種における受注可能な業務の内容を、最大7つまで記入してください。

④ **業種区分「その他」に係る受注可能業務調書**(第15号様式)

- ※オンライン申請の方は、申請フォームへ直接入力するため、当該調書の作成は必要あり ません。申請フォームへの入力の際の参考にしてください。
- ・業務委託における登録希望業種等申請書(第14号様式)にて、「34 その他」業種に 登録を希望する方のみ提出してください。
- ・受注可能な業務名または業務内容を具体的に記入してください。
- ・A(前期取扱高)とB(前々期取扱高)には、登録を希望する業務名または業務内容に関する審査基準日(令和6年7月1日)の直前2営業年度分の取扱高(税抜き)を記入してください。
 - ※A、B両方の取扱高が「O」の場合、登録できません。
 - ※Excelで本様式を作成する場合、「平均年間取扱高」欄は、自動で算出されます。

⑤ 契約実績調書(第8号様式)

- ・登録を希望する業種ごとに作成し、「業種名」欄に業種名を記入してください。
- ・前期及び前々期それぞれの年度に受注し、完了した案件について、<mark>契約金額が大きな順に、上位5件まで記入してください</mark>。(官公庁との案件を優先して記入してください。)
- ・契約金額は消費税及び地方消費税抜きで記入してください。
- ・下請として受注した場合、「発注者名」欄には元請業者名を、「業務名」欄には下請業 務名を記入してください。

⑥ 必須資格等一覧表 (第16号様式)

本様式に掲載されている業種に登録を希望する場合、当該資格、許可、登録が必要です。

- ・登録を希望する「業種番号」に○を付けてください。
- ・申請者が保有する必須資格等について、「申請者確認欄」に「✔ (チェック)」を記入するか、「■」としてください。

⑦ 必須資格等を証する書類の写し

- ・必須資格等一覧表(第16号様式)でチェックをつけた資格等を確認できる「資格者証 等の写し」を添付してください。
- ・同種の資格を持つ方が複数名いる場合は、1名分のみを添付してください。
- ・有効期間がある許可等については、受付期間最終日(令和6年11月29日)時点で有効 なものを添付し、更新後の許可等がある場合は併せて添付してください。
- ※申請書類提出後、新たに資格を取得した又は報告した者が退職した等、有資格者の内容に変更が生じた場合は、速やかに競争入札参加資格申請事項変更届(第17号様式)を提出してください。

⑧ 資格及び受注可能業務に関する調査票(別紙)

「消防設備保守点検」、「緑地等維持管理」、「警備(常駐・巡回・駐車場)」、「廃棄物収集・運搬・処分」業種に登録を希望する方のみ提出してください。

~消防設備保守点検に登録を希望する方~

- ・在籍する以下の有資格者の有無についてどちらかに○を付け、それぞれの資格に係る 資格者証等の写しを各1名分のみ添付してください。
 - ア 1級建築士
 - イ 2級建築士
 - ウ 防火設備検査員
 - 工 防火対象物点検資格者
 - ※防火設備を点検する場合は、上記ア~ウのいずれかの資格が必要です。
 - ※防火対象物を点検する場合は、上記工の資格が必要です。

~緑地等維持管理に登録を希望する方~

- ・主な業務内容を確認の上、受注を希望する業務の「受注可能業務」欄に〇を付けて ください。(複数選択可)
- ・「剪定」を希望する場合は、在籍する有資格者の有無についてどちらかに○を付け、 それぞれの資格に係る資格者証等の写しを各1名分のみ添付してください。

∼警備(常駐・巡回・駐車場)に登録を希望する方~

・主な業務内容を確認の上、受注を希望する業務の「受注可能業務」欄に〇を付けて ください。(複数選択可)

~廃棄物収集・運搬・処分に登録を希望する方~

・受注可能な業務に〇を付けてください。(複数選択可)

[業務委託業務内容表]

業種番号	業務種別	業務内容
1	冷暖房設備運転監視	冷暖房設備の運転監視
2	冷暖房設備保守点検	冷暖房の設備保守・点検及び冷暖房切り替えなど
3	自家用電気工作物保守点検	自家用電気工作物に係る必要な保守・点検
4	消防設備保守点検	消防・防災設備の保守・点検
5	昇降機保守点検	エレベーター等の保守・点検
6	自動ドア保守点検	自動ドアの保守・点検
7	浄化槽保守点検	浄化槽の維持管理上必要な保守・点検
8	浄化槽清掃	浄化槽の付属装置や機械類の清掃
9	緑地等維持管理	樹木の剪定・伐採、除草、消毒、防除など
10	建物清掃	日常・定期清掃など
11	貯水槽清掃	飲料水等の水槽の清掃・保守など
12	ボイラー缶体清掃	ボイラーの点検、清掃及び設備耐圧検査など
13	排水管清掃	排水管の清掃など
14	ねずみ、昆虫駆除	害虫の駆除、くん蒸処理など(※白あり防除は「34 その他」)
15	警備(常駐・巡回・駐車場)	警備員による警備
16	警備 (機械)	センサー等の機械による警備
17	受付•案内	受付・案内
18	室内環境測定	衛生的環境の確保に関する管理及び測定など
19	ばい煙測定	大気中、発電機等のばい煙量等の測定及び分析など
20	廃棄物収集・運搬・処分	一般廃棄物、(特別)産業廃棄物の収集・運搬・処分
21	地下タンク漏洩検査	地下タンク貯蔵所等の漏洩検査
22	水処理施設保守管理(上水道)	給排水衛生設備の保守管理
23	水処理施設保守管理(上水道以外)	汚水等処理施設の保守及び維持管理
24	水質検査	水質測定及び水質測定装置の点検など
25	設備等保守点検・管理	上記1~24以外の設備の保守点検・管理(別表参照)

業種番号	業務種別	業務内容
26	給食調理	給食の調理
27	電算関係	システム構築、データ入力、ソフトウェア使用許諾など
28	貨物運送	モノの運送業務(引っ越し整理を含む。)
29	旅客運送	ヒトの運送業務
30	企画制作等	ビデオ・映像作成、デザイン作製、イベント企画・運営、 講師、研修、看板作成・設置など
31	行政計画策定	各種計画策定
32	各種調査	市場調査・実態調査、アスベスト測定調査、 放射性物質測定調査、文化財等発掘調査など
33	計量証明関係	水質分析調査、大気分析調査、騒音調査など ※計量証明事業登録が必要な調査
34	その他	上記に当てはまらないその他の業務 例:用務員、白あり防除、ピアノ調律など

別表(25 設備等保守点検・管理)

業種番号	業務種別	業務内容
25	設備等保守点検・管理	上記1~24 以外の設備の保守点検・管理 ・監視テレビ保守点検 (監視機器等の設置及び保守点検) ・音響・視聴覚設備保守点検 (音響・視聴覚設備の維持管理及び保守・点検) ・厨房機器保守点検 (厨房機器等の設置及び撤去を含む保守・点検) ・舞台装置の保守・点検) ・舞台装置の保守・点検) ・無線電話設備保守・点検 (無線電話設備の保守・点検) ・プール施設保守管理 (プール施設の維持管理及び保守など) ・遊具等保守管理 (公園、保育所等の遊具点検・保守など) ・ごみ処理施設運転保守管理 (ごみ処理施設運転に伴う保守管理) ・自家発電設備の保守・点検) ・火葬炉運転・火葬場管理 (火葬炉の運転及び火葬業務の運営管理など) ・火葬炉設備保守点検 (火葬炉設備の保守・点検など)

10 申請書類の補正

申請書類に不備がある場合には、令和6年12月13日(金)までに、以下のとおり補正書類を 提出してください。

なお、不備等の補正が完了しない場合は、申請を不受理としますので御了承ください。

- (1) 申請書類をオンライン申請で提出した場合は、補正書類もオンライン申請で提出してください。
- (2) 各提出方法及び提出期限は下表のとおりです。

	提出方法	提出期限	留意事項
オンライン 申請による 提出		令和6年12月13日(金) 23時59分まで	データを返戻する際は、修正が必要な箇所を記載しますので、内容をご確認ください。
郵送	以下の宛先へ送付 〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市財務部契約検査課 ※封筒には「補正書類在中」と赤字で明 記してください。	令和6年12月13日(金) 必着	修正が必要な箇所は、 第1号様式(その1) に記載の「書類作成 者」に電話連絡しま す。
持参	1	令和 6 年 12 月 13 日(金) 16 時まで	

11 申請内容の変更手続き

- (1) 申請書類を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格審査申請事項変更届(第17号様式)」及び添付書類を速やかに契約検査課まで提出してください。
 - ※令和7年度から、入札参加資格審査申請事項変更届を郡山市オンライン申請フォームから提出することが可能となります。ただし、令和6年度中(令和7年3月31日まで)に上記変更届を提出する場合は、従来どおり郵送または持参にて提出してください。
- (2) 変更内容によっては、現在登録のある業者情報(令和5・6年度分)にも影響が出ることから、そちらの変更届も併せて提出してください。
- (3) 変更届の様式は、本市ウェブサイトからダウンロードできます。

【掲載ページ】

入札参加資格審査申請事項の変更について



- (4) 本市所定の変更届以外の様式で提出された場合、受付できません。
- (5) 変更届はオンライン申請のほか、郵送又は持参でも提出することが可能です。
- (6) 変更の内容に応じた添付書類の例は次表のとおりです。

なお、建設工事に登録を希望している方で、国又は都道府県へ建設業許可に係る「変 更届出書(様式第二十二号の二)」を提出した方は、下表添付書類と併せて、その写し (担当所管庁の受付印のあるもの)も提出してください。

変 更 事 項	添付書類
1 商号又は名称	・法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し ・委任先を設定している場合は委任状(第2号様式)
2 所在地 ※郵便番号、電話番号、 FAX番号の変更の場合は 併せて記載すること 3 代表者	(1) 本店の変更
4 内部受任者職氏名	・委任先を設定している場合は委任状(第2号様式)・委任状(第2号様式)・受任者が取締役になった場合は、履歴事項全部証明書の写し
5 委任先 <u>※郵便番号、電話番号、</u> FAX番号の変更の場合は 併せて記載すること	・委任状(第2号様式)・履歴事項全部証明書の写し(委任先が登記してある場合)・新設の営業所等へ委任する場合は、法人設立・設置届の写し・既設の営業所等へ委任する場合は、各種納税証明書の写し
6 廃業(合併等に伴 う閉鎖を含む)	・閉鎖事項全部証明書の写し ※個人の場合は、個人事業の開廃業等届出書届の写し ・合併等による廃業の場合は、合併等契約書の写し
7 民事再生法又は会社 更生の手続開始の申立 て、手続開始の決定、 計画認可決定、手続 終結	◎契約検査課へお問合せください。 民事再生(又は会社更生)の手続き開始申立てを行った場合は、 入札への参加が制限されます。ただし、再生又は更生計画の認可 の決定がなされた場合は、再認定の申請を行うことにより、入札 制限を緩和することができます。
8 組織改編(合併、分割、事業譲渡、法人化等) 9 その他	◎契約検査課へお問合せください。改編内容により、入札参加資格の承継をする場合や入札参加資格が失効となる場合があります。◎契約検査課へお問合せください。

郡山市財務部契約検査課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23番7号

【電話番号】

令和6年10月1日~令和6年12月13日 024-924-2564

上記期間以外 024-924-2601